

各国知的財産関連法令  
TRIPS 協定レビュー調査

# 『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

が無いために、運用は不透明なままとなっており、早急の指針策定が求められるとの評価であった。

また、営業秘密を巡る紛争はほとんど提起されていないのが現状であり、これは立証に必要な証拠の基準を充足することが難しいためであると考えられる。こうした紛争の少なさは裁判官の経験の欠如を生み、裁判所あるいは裁判官ごとに見解が異なる事態が生じる可能性があることが示唆された。

## (6) インド

### ①営業秘密保護に関する法制度

#### (i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

インドでは、営業秘密保護に関する制定法は存在せず<sup>150</sup>、秘密保持契約等の契約又はコモンローにおける衡平法に基づく保護がなされている。

したがって、インドでは営業秘密は主に契約（秘密保持契約、雇用契約、技術的ノウハウ契約など）に盛り込まれる秘密保持義務に基づき保護されるため、1872年インド契約法（Indian Contract Act of 1872）により規制される。また、コモンローにおける衡平法に基づく保護として、当事者間に契約関係がない場合であっても、秘密保持義務の存在が認められることがある。この点、John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件<sup>151</sup>によれば、デリー高等法院は、契約に明示的に守秘義務条項がない場合であっても、所定の場合には秘密保持義務が示唆され得るとの立場をとっている。同高等法院は、衡平法に基づく広範な管轄権を行使し、契約に具体的な条項が盛り込まれていない場合であっても、差止命令を出している。

なお、営業秘密の不正取得に関する直接の明文規定は存在しない。この点、質問票調査の回答によれば、営業秘密の不正取得行為について訴えを提起する際には、少なくとも①対象の特定、②当該秘密の所有権の証明、③営業秘密性の証明、及び④秘密を取得した相手方当事者がそれを保持及び／又は使用する権限を有していないこと、といった要件を充足する必要があるとされている。

---

<sup>150</sup> 2016年5月に商工省産業政策推進局（DIPP）から発表された「国家知的財産権政策」では、営業秘密保護について必要に応じて法的枠組みを策定するとされていたが、質問票回答によれば、企図された法律は成立していないとのことであった。（[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_ip\\_20160512\\_201606jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf)）。また、営業秘密保護に関連した「the National Innovation Act of 2008」の草案が2008年にインド政府から公表されたが、質問票回答によれば、インド議会のオンライン記録を確認したところインド議会の両院においてこの草案が審議された経緯はないとのことである。（[http://www.prsindia.org/uploads/media/vikas\\_doc/docs/1241500117~Draftinnovationlaw.pdf](http://www.prsindia.org/uploads/media/vikas_doc/docs/1241500117~Draftinnovationlaw.pdf)）。

<sup>151</sup> AIR 1987 Delhi 372.

## (ii) 営業秘密の定義

営業秘密の定義は、次の 4 つの要素を充足する情報であることが要求される (Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. 事件<sup>152</sup>)。

- ・情報の所有者が、その開示が自己に損害を与えるか又は競争相手他を利することとなる  
と判断する情報。
- ・情報の所有者が、当該の情報が秘密である、つまり、すでに公知となっているものではないと判断する情報。情報の所有者の競争相手の一部又は全員がすでにその情報を入手している場合もあるが、当該所有者が秘密情報と判断している限りは、その保護を試みる権利を有する。
- ・前記の 2 項に関する所有者の判断が合理的なものであること。
- ・特定の産業又は関連取引の慣習及び慣行に照らして、その情報についての判断がなされること。

## (iii) 営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事救済<sup>153</sup>による差止請求及び損害賠償請求がある<sup>154</sup>。なお、刑事救済に関して特段の規定は存在しないが、適用可能性については「② (iii) 刑事救済の適用可能性について」において詳述する。

民事救済において、権利者は、過失ある当事者による営業秘密のそれ以上の開示又は使用を阻止する恒久的差止命令を請求できる (John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件<sup>155</sup>など)。また、権利者は本案訴訟の審理継続中において侵害を防止すべく暫定的差止命令を請求できる (1908 年民事訴訟法の規則 XXXIX 規定 1 及び 2)。この点、裁判所は、①侵害に関する一応有利な事件の立証、②原告の被った回復不能な損失及び損害、③原告の利益と被告の利益との比較考量、を考慮して暫定的差止命令を判断することとなる。

さらに、権利者は営業秘密の開示又は使用により損失を被った場合には、損害賠償を請求することができる (1872 年インド契約法第 73 条<sup>156</sup>、第 74 条<sup>157</sup>)。

なお、権利者が秘密保持義務への違反を根拠として提訴する場合は、①当該情報が秘密であること、②その情報が秘密保持義務の存在を示唆する状況において開示されたこと、

---

<sup>152</sup> Mumbai High Court, 2003.3.27

<sup>153</sup> 質問票回答によれば、インドには営業秘密侵害の民事救済に対する個別の規定が存在しないことから、民事救済に際しては不法行為を理由に訴えている、との回答があった。

<sup>154</sup> 質問票回答によれば、その他の民事救済として営業秘密を含む物品の引渡し、返還、又は廃棄を請求できるとのことである。

<sup>155</sup> 前掲注 1512

<sup>156</sup> 1872 年インド契約法第 73 条 契約違反による損失または損害の補償—契約が破られたことによって損失を被った当事者は、契約を破った当事者から、違反により通常の過程で生じた損失、あるいは契約締結の際に、違反により起こることを知り得た損失に対して補償を受ける権利を有する。

<sup>157</sup> 1872 年インド契約法第 74 条 罰則が規定されている契約の違反に対する補償—罰則が規定されている契約、または違反の際に支払う金額が明記されている契約が破られた場合、違反を訴える当事者は、実際に損害が発生したことを証明できたかにかかわらず、契約を破った当事者から、契約に規定された罰則や金額を超えない範囲で補償を受ける権利がある。

及び③情報の無断使用に悪意があったことを証明する必要がある（Sandhya Organic Chemicals Pvt. Ltd. V. United Phosphorus Ltd.事件<sup>158</sup>）。

#### （iv）営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外として、他の者が独力で開発して営業秘密を取得する行為（M/s Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar&Ors 事件<sup>159</sup>）がある<sup>160</sup>。

#### （v）訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害訴訟における証拠収集手続については、特別な手続規定はなく民事訴訟法の定めによる。

文書証拠の提出には、民事訴訟法規則 XI（証拠開示及び閲覧）及び規則 XIII（文書の提出、押収及び返還）が適用される<sup>161</sup>。

また、裁判所は、訴訟手続中に当該事案の最終処分が必要であり、かつ当該事案で提出される可能性のある証拠を請求する権限を有する（民訴法規則 XI の規定 14<sup>162</sup>）。

#### （vi）国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置に関する規定は存在しない。なお、インド中央政府は 1962 年関税法第 11 条に定める権限を行使して、次の商品の輸入を禁止する措置を取っている<sup>163</sup>（2007 年 5 月 8 日付告示 2007 年第 49 号）。

- ・虚偽商標または虚偽の取引表示を付した商品
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の商品で、2000 年意匠法により意匠権を有する意匠を付したもの
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の製品で、1970 年特許法によりその特許が有効であるもの

<sup>158</sup> Gujarat High Court, 1997.2.2

<sup>159</sup> Delhi High Court, 2016.8.29

<sup>160</sup> 質問票回答によれば、裁判例やガイドライン等の解釈指針で示されていないものの、以下に示す行為も営業秘密侵害の例外とされる可能性が高い、とのことである。

- ・リバース・エンジニアリング
- ・従業員による通常有しうる知見の利用
- ・営業秘密の所有者が、何らかの作為又は不作為により、営業秘密を公有のものにすること
- ・司法機関の命令による開示（例えば、裁判で問題を解決するのに情報が開示されることが適切であり必要であること、または特定の情報の開示を要求する法的規定がある場合、または公共の利益がそのような開示を要求する場合など）

<sup>161</sup> 質問票回答によれば、証拠提出の際に以下のような要求がある、とのことである。

- ・裁判所に提出される証拠については、宣誓供述しなければならない。
- ・証拠がコンピュータ又はインターネット上に保存されたものである場合、当該証拠とともに、1872 年インド証拠法第 65B 条に規定されている証明書（証拠の正確性及び信頼性を証明するもの）も提出する必要がある。

<sup>162</sup> 民事訴訟法規則 XI の規定 14（文書の提出） 裁判所が正しいと考える場合において、訴訟係属中あるいは何時でも、当該訴訟で問題とされている事項に関して、訴訟当事者の所有または権限下にある書類に対して宣誓のもとで提出を命令することができる。提出書類については公正に扱うものとする。

<sup>163</sup> 「特許庁委託事業 模倣対策マニュアルインド編」JETRO、2014 年 3 月、207 頁。

- ・インド国外で考案または創出された方法によって販売目的の製品で、1970年特許法によりその方法の特許が有効であるもの
- ・虚偽の地理的表示を付した商品
- ・1957年著作権法第53条に定める著作権登録官の命令によって、輸入が禁止される商品

## ②営業秘密保護に関する運用

### (i) 営業秘密侵害事件の事件数、及び裁判外の紛争解決事例

現地の裁判文書データベースを使用して過去5年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した<sup>164</sup>。

#### (a) 民事事件の事件数

営業秘密侵害民事事件の事件数は17件である。そのうち、裁判所が営業秘密侵害を認定して中間命令を出した件数は9件で、9件のうち外国企業に関する件数は5件である。

#### (b) 刑事事件の事件数

前述の通り、営業秘密侵害の刑事救済に関する特段の規定はないものの、申立てがあつて有罪にはならなかった事件が2件あった。そのうち、1件は当事者間で友好的に解決されている。

#### (c) 仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例

仲裁・調停手続は非公開であり仲裁判断や判断結果は公表されないため事例は把握できない。なお、仲裁手続中に裁判所に対して暫定的差止命令を求めることや、裁定や判断等の執行を裁判所に申し立てることはある。

### (ii) 訴訟における主な争点について

訴訟における主な争点について、質問票回答及び公開文献情報を基にして整理した。主には、営業秘密該当性、所有者による営業秘密保護のための適切な措置の有無、及び営業秘密の不正利用による侵害者の競争上の優位性確保の有無、といった点が争点となる。

#### (ア) 営業秘密該当性

- ・ Star India Private Limited vs Laxmiraj Seetharam Nayak And Anr. 事件<sup>165</sup>

放送会社の重役が競合会社に就職するため、雇用契約の途中で退職を希望したところ、雇用主である放送会社は重役が多くの営業秘密を知り得ていることから、契約満了までの勤務を要求した。本件においては、重役が営業秘密を知っているかどうか争点の一つと

<sup>164</sup> カイタン法律事務所調査に依拠。対象期間は、2012年10月20日～2017年10月20日の5年間とした。

<sup>165</sup> 2003 (3) MahLj 726/その他、Emergent Genetics India Pvt. Ltd. Vs. Shailendra Shivam and Ors. 事件 2011(47)PTC 494(Del)や、Ritika Private Limited v. Biba Apparels Private Limited 事件 230(2016) DLT109 等もある。

なったが、裁判所は放送会社の主張する営業秘密は会社内部で多くの社員が知っており、重役の知識や技能は固有のもので営業秘密に当たらないとの判断を示した<sup>166</sup>。

(イ) 所有者による営業秘密保護のための適切な措置

・ American Express Bank Ltd.v. Ms. Priya Puri 事件<sup>167</sup>

原告（銀行）と被告（銀行の従業員）との間の雇用契約においては、雇用契約期間中に加え、期間終了後も秘密情報（顧客情報）の漏洩は禁止されており、漏洩により会社に損害が発生した場合には、被告が賠償する責任を負う旨規定されていた。裁判所は、インド契約法第 27 条が、雇用期間終了後に被用者の権利に制約を課すことを許容していないと判断し、雇用期間終了後に被告が顧客に連絡することを禁ずる契約条項は、無効であるとの判断を示した<sup>168</sup>。

(ウ) 営業秘密の不正利用による侵害者の競争上の優位

・ Homag India Pvt. Ltd v. Ulfat Ali Khan 事件<sup>169</sup>

(iii) 刑事救済の可能性について

営業秘密侵害において 1860 年インド刑法による刑事救済の可能性について、質問票回答を基に整理した。

- ・ 第 403 条：不正な財物の横領<sup>170</sup>
- ・ 第 405 条：刑法上の背任行為<sup>171</sup>
- ・ 第 406 条：刑法上の背任行為に対する処罰<sup>172</sup>
- ・ 第 408 条：事務員又は被用者による刑法上の背任行為<sup>173</sup>
- ・ 第 420 条：詐取及び財物の引渡しを不正に誘導する行為<sup>174</sup>

<sup>166</sup> 仁戸田一之、田中義敏「インドにおける営業秘密保護の留意点」The Invention、No.10、2014

<sup>167</sup> (2006) III LLJ 540 (Del)

<sup>168</sup> 小川聡、白井紀充「インドにおける営業秘密保護の現状と課題」特許ニュース、平成 26 年 6 月 24 日

<sup>169</sup> Karnataka High Court – MFA No. 1682/2010. Decided on 10 October 2012.

<sup>170</sup> 1860 年インド刑法第 403 条（不正な財物の横領） いずれかの動産を不正に横領し又はこれを自己用途に転用する者は、2 年以下の自由刑又は罰金刑、又はこれらの併科に処する。

<sup>171</sup> 1860 年インド刑法第 405 条（刑法上の背任行為） いずれかの方法により財物又は財物に対する支配を委託され、その財物を不正に利用し又は自己用途に転用する者、又はかかる委託が遂行される方法を定める法律の命令若しくはかかる委託の遂行に明示若しくは暗示に言及して自身が締結した法律上の契約に違反してその財物を不正に利用し又は処分する者、又は他人によるかかる行為を故意に認容する者は、「刑法上の背任行為」をなす。

<sup>172</sup> 1860 年インド刑法第 406 条（刑法上の背任行為に対する処罰） 刑法上の背任行為をなす者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑、又はこれらの併科に処する。

<sup>173</sup> 1860 年インド刑法第 408 条（事務員又は被用者による刑法上の背任行為） 事務員、若しくは被用者、又は事務員若しくは被用者として雇用され、かついずれかの方法によりかかる資格において財物又は財物に対する支配を委託され、当該財物について刑法上の背任行為をなす者は、7 年以下の自由刑に処し、罰金刑を併科することができる。

<sup>174</sup> 1860 年インド刑法第 420 条（詐取及び財物の引渡しを不正に誘導する行為） 人を欺罔し、それによって欺罔された者が別の者に財物を引き渡し、又は有価証券若しくは署名若しくは印章のあるものであって有価証券に転換できるものの一部若しくは全部を作成、改ざん若しくは破棄するように不正に仕向ける者は、7 年以下の自由刑に処し、罰金刑を併科することができる。

これらの規定の適用で争点となるのは、規定にある「財物」に営業秘密が含まれるかである。この点に関して、Pramod S/o Laxmikant Sisamkar and Uday Narayanrao Kirpekar v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件<sup>175</sup>では、裁判所は、申立人が業務委託契約に違反して技術のノウハウを使用する場合には、1860年インド刑法第408条及び第420条が適用できるとの意見を示した。ただし、裁判所は、技術のノウハウが「財物」の範囲に含まれるかについて最終的に判断を示さなかった。

ここで、1860年インド刑法第403条及び第408条については、権利者が他人を信頼して財物を委託したことが前提であるから、信頼関係が存在しておらず、アクセス自体が許可されていない場合（営業秘密の不正取得行為）には、これらの規定は適用されないこととなる。

また、営業秘密が文書化され、コンピュータ、コンピュータシステム又はネットワーク上に保存されている場合において、許可なく当該情報にアクセスしたときには、上記した1860年インド刑法の規定と共に、2000年インド情報技術法の規定が適用される可能性もある。

2000年インド情報技術法（Information Technology Act, 2000）第43条によれば、コンピュータ、コンピュータシステム又はコンピュータネットワークの担当者又は所有者の許諾なく、当該コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータネットワークにアクセスし、又はデータ等のダウンロード等を行った者は、被害者に対して、損害賠償責任を負うとされている。また、営業秘密がデータベースやソフトウェアである場合、適法な契約条件に基づいて他人の個人情報を知りえた者が、関連する者の許可を得ずに情報を開示した場合には、3年以下の懲役若しくは罰金、又はその併科に処される<sup>176</sup>。

#### （iv）訴訟における営業秘密保持について

訴訟における営業秘密保持について、質問票回答を基に整理した。

基本的に、判決／命令は営業秘密には言及するものの、その詳細については記載されない。当事者による文書の提出についても、当事者はまず封書による提出の許可を求めて裁判所に申立てを行い（民事訴訟法第151条<sup>177</sup>）、申立てが認められれば裁判所代表の立会いの下で封書を提出することになっている。この文書は、裁判所の記録には含まれず、公衆が閲覧することもできない。そして、裁判所の立会いの下でのみ、また裁判所の許可を得て開封される。この場合、通常は、当事者の訴訟代理人／弁護士（技術の専門家の場合もある）が、当事者間で秘密保持契約を締結する。この秘密保持契約には、通常は営業秘密の記載された文書の閲覧を許可される人物の氏名一覧が記載される。

---

<sup>175</sup> 1986 (3) Bom.C.R.411

<sup>176</sup> 前掲注169

<sup>177</sup> 民事訴訟法第151条は、法律に基づき裁判を行う裁判所の裁量権、すなわち、裁判の終了を確保するために必要な全てのことを行い、裁判手続の濫用を阻止すること、について定めている。

#### (iv) 外国企業がインドに進出する際の実務上の留意点

外国企業がインドに進出する際に、営業秘密侵害事件に巻き込まれないための、あるいは万が一事件に関わった場合の留意点等について、質問票回答を基にして整理した。

##### (a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための留意点

営業秘密侵害事件に巻き込まれないための留意点は以下の通りである。

- ・インド法が執行可能な秘密保持契約書を作成すること。具体的には、契約において、①秘密保持義務及び他の関連規定の対象となる営業秘密を明確に特定する、②営業秘密が開示される範囲及び開示の目的を定義する、③営業秘密の違反に対する補償を定めること<sup>178</sup>。
- ・セキュリティ方針を理解した人に限定してアクセス規制を行うこと。また、営業秘密にアクセスした人を記録すること。
- ・営業秘密を譲渡する場合、譲渡後も非開示を継続するため、譲渡先企業の適正な評価と実績を確認すること。
- ・セキュリティ措置について従業員に指示を出し、情報の取り扱いについて従業員に適切な研修を行うこと。
- ・退職者と面接を行い、雇用契約に基づく秘密保持義務が継続することを再認識させること<sup>179</sup>。
- ・ITシステムの正常を確認するため定期的に監査すること。
- ・書類や電子データに「機密」の用語を付すこと。

##### (b) 営業秘密侵害事件に巻き込まれた場合の留意点

万が一、営業秘密侵害事件に巻き込まれた場合の留意点は以下の通りである。

- ・知財関連訴訟手続において、インドの司法当局に提出する全ての文書は、当事者を代理する正当な権限をもつ代理人の署名・捺印が必要である。また、緊急に文書を提出する場合もあるため、署名権限を有する代理人をインド国内に置くことが望ましい。
- ・一方で、裁判手続と比較して、営業秘密の秘密性が保持されやすい仲裁の利用も有用と考えられる。

#### (v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

インドにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票回答を基にして整理した。

インドの裁判所は、様々な状況における営業秘密に関する問題を十分に認知し、保護を

<sup>178</sup> 前掲注 16869 では、「従業員が守秘義務に抵触した場合に、想定される損害賠償額及び懲罰的損害賠償額を超える多額の違約金について規定した契約についても、その超過部分について無効となる可能性がある。」と言及している。

<sup>179</sup> 前掲注 16869 では、「退職後に秘密保持義務を課す範囲が著しく広範囲であるような場合には、取引を制限する契約条項として無効となる可能性がある」が、「当該規定が、裁判所によりインド契約法上の規定に違反するとして無効であると判断される可能性があるものの、契約の相手方に心理的な拘束を与えられる点にメリットがある」と言及している。



与えているという認識を持っている。

また、営業秘密の定義に関しては広く解釈される傾向にあるとのことである。

さらに、別の観点からは、現段階において知財事件における損害賠償に関する判断は発展期にあるといえ、損害賠償の運用については未成熟であるとの評価があった。

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム
営業秘密保護に関する制立法	反不正競争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等でも保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「原告は人民は時々の不正競争民事訴訟の判断に適用する法律に開示する非公開の法的情報(2007年)1(以下「司法解釈」といふ)」、「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」、「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」、「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令、知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令、産業財産分野における行政処分に関する2013年政令等
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利用することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの、 ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①一般に公衆に知られていない情報 ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもちあふ情報 ③営業秘密の所有者が秘密保持措置をとるために適当な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であること、又は営業秘密をもちあふ情報 ③営業秘密の所有者が秘密保持措置をとるために適当な手段を採用している情報 と定義(知的財産法第4条(2))	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密の権利者が秘密保持措置をとるために適当な手段を採用している情報 と定義(知的財産法第4条(2))
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第11条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(1872年インド契約法第73条、第74条)	可能(改正刑法第230条、消費者法第41条など)	可能(営業秘密法第17条)	可能(営業秘密法第33条)	可能(知的財産法第202条)
行政救済	可能(反不正競争法第21条)	規定は存在しないが、適用可能性あり(Narayano Kimark v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件では刑法第408条等への適用見及)	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業秘密法第22条第1項、競争法第41条)
営業秘密保護の例外規定	自主研究開発、リバーズエンジニアリングなど(司法解釈第12条、第13条)	他の者が独力で開発(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業秘密法第22条第1項、競争法第41条)
証拠収集に関する規定	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院第172条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	書類提出命令(民法訴訟規則の規定(4)など)	文書又は物の提出又は宣誓の義務(裁判所規則の規則23~28)など	民事事件では書面による証拠等が、刑事事件では証拠が証拠として認められる(民法第1805条、刑事訴訟法第184条)	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第63条第3項等) 裁判官等は関係者から証拠を提出する権利を有する(民事訴訟法第97条第2項(2)等)	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第63条第3項等) 裁判官等は関係者から証拠を提出する権利を有する(民事訴訟法第97条第2項(2)等)
営業秘密の公衆	「営業秘密に関する証拠は非公開(民事訴訟法第66条)」、「判決には営業秘密に関する詳細な記載はなし(民事訴訟法第156条)」	「封緘」によって提出した営業秘密に関する文書は公衆閲覧不可 ・判決には営業秘密の詳細な記載はなし	規定なし	規定なし	規定なし	「裁判官は、当事者の請求等に基づき審問のイテラティブな実施又はその事件における事実等の公衆への開示を拒否する権利を有する(民事訴訟法第199条第3項(2))」
営業秘密侵害事案の国境措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	侵害事案の輸入目的の検査及び監視措置、又は侵害事案の輸出の場面で、一時的に保護可能な知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年政令(第34条)
過去5年間の営業秘密侵害の件数(推定)	265件(188件) 63件(45件)	17件(9件) 申立があつて審理とされた事件が2件	適用なし 9件	適用なし 2件(2件) 2件(2件)	適用なし 統計情報は首席裁判官の裁量に依存	一判決データベースなし 一刑事データベースなし
裁判外の紛争解決	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし ・仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし ・仲裁や調停で紛争解決が可能(改正2010年知的財産法第61条)	行政救済なし ・仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第12条) ・内容は非公開	行政救済なし ・仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第9条)	一判決データベースなし 一刑事データベースなし
営業秘密侵害訴訟の主な争点	秘密性 ・営業秘密侵害 ・権利類似、合理出所に關して	秘密性 ・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	秘密性 ・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	秘密性 ・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	秘密性 ・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	秘密性 ・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得
日本企業の輸出にあたる業務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ契約を締結して輸出する外国の裁判官は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	「営業秘密の明細に特記した秘密保持契約書」を輸出する際に輸出する文書には署名・捺印・印を必要とする	「従業員との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非競業条項又は非公開条項を附けること」	「損害賠償額算定は裁判官の裁量として法廷において、刑事手続を取下げることと和解交渉で地位になる反面、無罪判決の場合には反論される可能性あり」	「管理又は証拠負担が大きい、知的財産侵害として法廷において訴訟可能」 ・刑事手続に關して、懲役刑は営業秘密侵害に對する抑止力。一方で、裁判で非侵害と判断される場合に反論される可能性あり	「秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置」 ・裁判官への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)
その他	「国家秘密保護法で定められた国家秘密の定義によれば、外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い」 ・医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある	「2016年に竣工する産業政策推進局から発表された「営業秘密保護を法的枠組み決定の対案の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立していない」	「2016年に竣工する産業政策推進局から発表された「営業秘密保護を法的枠組み決定の対案の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立していない」	「営業秘密侵害の損害賠償額は、侵害者の競争上の優位性の取得」	「原告主張・証拠の適切性」 ・「損害賠償額」 ・「営業秘密侵害」	「秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置」 ・裁判官への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)

禁無断転載